



## 日本頭痛学会・学会施設認定基準

### 教育施設

- ・常勤指導医 1 名以上を含め専門医 2 名以上が勤務する病院とする。
- ・頭痛関連科(神経内科, 脳外科, 小児科など)として 10 床以上を有する, もしくは頭痛関連科として 100 名/年以上の入院があることを原則とする。
- ・地域の基幹施設としての診療を行いうる設備を有する。
- ・教育カリキュラム作成を必須とする。

### 准教育施設

- ・指導医 1 名以上が常勤で勤務する病院あるいは診療所とする。
- ・頭痛関連科(神経内科, 脳外科, 小児科など)として 10 床以上を有する, もしくは頭痛関連科として 100 名/年以上の入院があることを原則とする。ただし, 外来診療で特記すべき教育配慮がなされている場合これを考慮する。
- ・頭痛診療専門施設としての診療を行いうる設備を有する。
- ・教育施設と関連した教育カリキュラム作成を必須とする。

### 教育関連施設

- ・指導医 1 名以上が常勤で勤務する無床診療所とする。
- ・頭痛診療専門施設としての診療を行いうる設備を有する。
- ・教育施設との連携を必須とする。
- ・教育カリキュラム作成を必須とする。

# ■認定施設申請書■

施設番号

認定番号

( 新規 更新 )

日本頭痛学会認定施設申請書 (平成 年 月 日提出)

医療施設名(カナ)

(漢字)

施設長名

住所

Tel

FAX

E-mail

申請する施設基準 教育施設 准教育施設 教育関連施設

## I. 頭痛関連研修診療科と指導管理責任者名

頭痛関連診療科名称( )

専門医番号	氏名	所属・役職	指導医の場合○印

※教育施設と教育関連施設の指導管理責任者は常勤の指導医とする。教育関連施設は専門医でも良い。

## II. 施設の概要

1. 施設分類(該当項目をチェック)

(1)  病院

(2)  診療所  有床診療所  無床診療所

## III. 頭痛関連疾患診療担当科(神経内科・脳外科・小児科など)の現状とスタッフ

指導医, 専門医の所属・職名(5名以内。上記研修教育責任者を除く。常勤は週4日勤務, 週32時間以上診療にあたり, 当直は2日扱い)

	専門医番号	氏名	所属・役職	指導医の場合○印	常勤医の場合○印
1					
2					
3					
4					
5					

## IV. 診療実績(頭痛関連疾患に関して)

A. 1年間の頭痛患者の統計



( )学会  題 ( )学会  題  
( )学会  題 ( )学会  題

**VI. 研修カリキュラム(必ずコピーを同封してください)**

1. 貴施設における頭痛関連専門医養成のための研修内容について

施設単独での専門医養成の研修プログラムがある

他の施設と連携で行う研修プログラムがある

連携施設名:

2. 貴科の特徴, および診療・教育・研究に関して特記したい項目があれば簡単に記述してください.

.....  
.....  
.....  
.....